署長あいさつ資料















😚 厚生労働省

北海道労働局

2024

行政運営方針

~誰もが安心して働ける北海道をめざして~



北海道労働局 労働基準監督署・ハロ-ワ-ク

第1 労働行政を取り巻く情勢等

1. 労働行政を取り巻く情勢

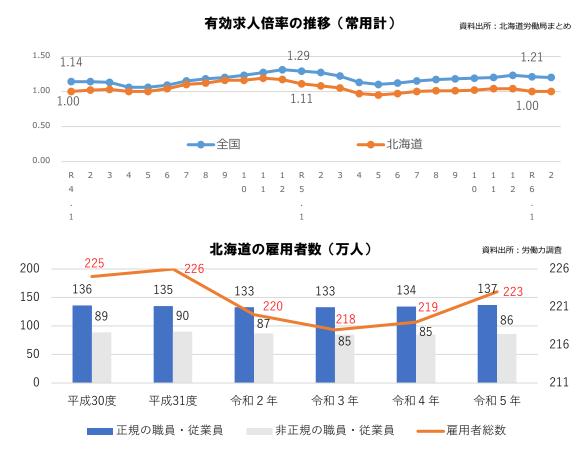
北海道は、少子高齢化が全国より早いペースで進んでおり、建設、医療・福祉、運送等をはじめとした幅広い分野で人手不足が深刻化しています。生産年齢人口の減少という構造的な課題に直面する中、リ・スキリング等による能力向上支援や労働者の主体的なキャリア育成支援を通じた人材育成等の推進により、生産性・収益性の向上を強力に後押しするとともに、多様な人材が活躍できる環境整備を図ることが必要です。

昨年来の急激な物価上昇に対して、賃金の上昇が追いついていない状況にあり、足下では 実質賃金のマイナスが続いています。地域経済の成長と分配の好循環により、物価上昇に負 けない賃上げを実現するためには、原材料価格やエネルギーコストのみならず労務費を適切 かつ円滑に価格転嫁できる環境整備を進めるとともに、同一労働同一賃金の遵守の徹底、中 小企業の生産性向上支援等の取組を推進することが重要です。

また、令和5年の労働災害死亡者数は北海道が全国で最多となっており、労働災害防止対策を強力に推進することにより、死亡災害・死傷災害の増加に歯止めをかける必要があります。

そして、令和6年4月より時間外労働の上限規制が適用される業種及び職種に対しては、 内容の周知及び遵守への取組が急務となっています。

加えて、職場におけるハラスメントや就職活動中の学生等に対するハラスメント対策を進める中、カスタマーハラスメントといった新たな問題への対応も求められており、各種ハラスメント対策について、事業主に対する周知徹底と取組促進が必要となっています。



2. 総合労働行政機関としての施策の推進

前記1の情勢を踏まえ、北海道労働局は地域における総合労働行政機関として四行政分野(労働基準、職業安定、雇用環境・均等、人材開発)の雇用・労働施策を労働基準監督署及びハローワークと一体となって総合的、一体的に推進してまいります。

第2 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善等

1. 最低賃金・賃金の引上げに向けた環境整備

- 最低賃金・賃金の引上げを図るため、中小企業・小規模事業者等の生産性向上に向けた以下の支援を行います。
 - ・業務改善助成金の活用
 - ・賃金引き上げ特設ページの開設
 - ・北海道働き方改革推進支援センターによる支援

最低賃金の件名	時間額	効力発生日
北海道地域別最低賃金	960円	令和5年10月1日
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	996円	令和5年12月1日
鉄鋼業	1,030円	令和5年12月1日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械 器具、情報通信機械器具製造業	997円	令和5年12月1日
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業	990円	令和5年12月1日



厚生労働省



令和5年3月 © 1.5%, Phi vilh Act 厚生労働省 Minority of Paulis, Lilius and Welling

■ 賃金の引き上げを実施した企業 の取組事例や、各地域における 平均的な賃金額がわかる検索機 能など、賃金引き上げのために 参考となる情報を掲載していま す。



賃金引き上げ

- 業務改善助成金の拡充等により 中小企業・小規模事業者の賃金 引き上げを支援します。
- 生産性を高めながら労働時間の 短縮等に取り組む中小企業・小 規模事業者に対して、働き方改 革推進支援助成金により支援し ます。



業務改善助成金

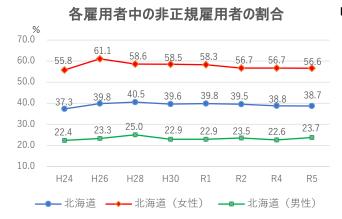


■ 北海道働き方改革推進支援センターによるワンストップ相談窓口において、生産性向上等に取り組む事業主等に対して、社会保険労務士等の専門家による窓口相談やコンサルティング等の支援を実施する等、きめ細かな支援を行います。



北海道働き方改革推進支援センター のご案内

2. 同一労働同一賃金の遵守の徹底



■ パートタイム・有期雇用労働法に基づく報告徴収等の実施等により、法の確実な履行確保を図ります。併せて、同一労働同一賃金等の先行企業の事例収集・周知等の実施によりパートタイム労働者や有期雇用労働者と通常の労働者との均等・均衡待遇の確保の推進を図ります。



同一労働同一賃金 特集ページ

3. 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員化を行う企業への支援

資料出所:労働力調査



- 非正規雇用労働者の処遇改善や正社員化に取り組んだ事業主に対して支援を行うキャリアップ助成金について、新たに設けた「社会保険適用時処遇改善コース」や拡充した「正社員コース」など、各コースの周知と活用勧奨を行います。
- 「多様な働き方の実現応援サイト」に掲載されている好事例の周知等により、非正規雇用労働者の処遇改善に係る事業主の取組の機運醸成を図ります。



キャリアアップ助成金の ご案内

4. ステップアップを目指す非正規雇用労働者等に対する求職者支援制度による支援

■ 雇用保険を受給できない者の安定した職業への再就職や転職を促進するとともに、 自らのスキルアップを希望する非正規雇用労働者等を支援するため、就職に必要な 技能及び知識を習得するための求職者支援制度の積極的な周知・広報により制度の 活用を推進します。

「求職者支援制度」とは、雇用保険を受給できない方が、職業訓練によるスキルアップを通じて 早期就職を実現するために、国が支援する制度です。





求職者支援制度のご案内

再就職・転職・スキルアップを支援

求職者支援制度

無料の 職業訓練 サポート

+

月10万円 給付金

5. 無期転換ルール等の円滑な運用に向けた周知



■ 2024年4月から、無期転換ルールに基づく無期転換申込権が発生する契約更新時における労働条件明示事項に、無期転換申込機会と無期転換後の労働条件が追加されたことから、制度の周知・啓発に努めます。



無期転換 ポータルサイト

第3 リ・スキリング、労働移動の円滑化等の推進

1. 「教育訓練給付」による労働者個々人の学び・学び直しの支援

教育訓練給付の電子申請が誰でも「可能」になります!

2024年2月1日以降の「支給申請」と「受給資格確認」は、 電子申請等が可能となります。

これまで、教育訓練給付(一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金)の支給申請と受給資格確認については、「疾病または負傷等その他やむを得ない理由がある場合」に限り、電子申請、郵送または代理人による申請を認めていましたが、このたび、この要件を廃止しました。

■ 厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した場合に、その受講のために支払った費用の一部に相当する額を支給する「教育訓練給付」において、経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しを支援するため、理由を問わず代理人、郵送又は電子申請を行うことができることの周知をするなど教育訓練を受講しやすい環境の整備を図ります。

2. 公的職業訓練のデジタル分野の重点化によるデジタル推進人材の育成



■ デジタル分野に係る公的職業訓練については、WEBデザイン等の資格取得を目指すコースや企業実習付きコースへの訓練委託費等の上乗せ措置等に加え、「DX推進スキル標準」に対応にたデジタル分野の訓練コースを新たに委託費等の上乗せの対象とする措置により、訓練コースの拡充を図ります。のでは、デジタル分野に係る公的職業訓練への適切な受講を記したがであるとともで、訓練開始前から訓練終了後までのきずり、は、デジタル人材としての再就職の実現を図ります。



ハロートレーニング (職業訓練) のご案内

3. 労働者の主体的なリ・スキリングを支援する中小企業への賃金助成の拡充等による企業における人材育成の推進



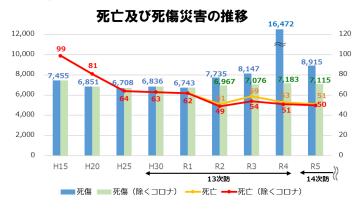
- 人材開発支援助成金について、人への投資促進コースのうち「長期教育訓練休暇制度」の賃金助成が拡充されることから、関係各所と連携し周知を行い、中小企業・小規模事業者が長期教育訓練休暇制度を設け、実施した場合等に対する活用促進を図り、労働者の主体的な学び直しを支援します。
- 「人への投資促進コース」及び「事業展開等リスキリング支援コース」 については、引き続き、積極的な活用勧奨を図るとともに、迅速な支給 決定を行うほか、すべてのコースにおいてデジタル分野における訓練の 活用促進を行います。



人材開発支援助成金のご客内

第4 誰もが安心・安全に働ける就業環境の整備

1. 死亡災害・死傷災害の増加に歯止めをかけるための労働災害防止対策の推進

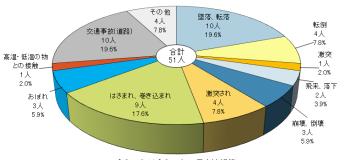


- ■令和6年度は第14次労働災害防止計画の2年目です。令和4年と比較し、令和9年までに労働災害による死亡者数を10%以上減少させ、休業4日上の死傷者数を減少させることを目標に自発
 - 的に安全衛生対策 に取り組むための 意識啓発を推進し、 労働災害防止対策 を一層積極的に推 進します。



第14次労働災害 防止計画

令和5年死亡災害・事故の型別



令和5年は令和6年2月末速報値 資料出所:労働者死傷病報告 ■令和5年の死亡災害は51人と全国で最も多い状況にあります。 死亡災害の約2割を占める墜落・転落災害防止のさらなる推進を図り、死亡災害の減少を目指した労働災害防止対策を推進します。

令和5年死傷災害・事故の型別



令和5年は令和6年2月末速報値 資料出所:労働者死傷病報告

北海道の転倒災害発生状況 500 (過去5年間の平均値) 916 1000 873 873 400 675 325 281 292 300 218 500 200 100 n

______ 死傷災害全体

5月

■ 転倒災害

1月 2月 3月

■死傷災害は令和元年以降増加に 転じています。死傷災害の6割 を占める小売業や介護施設など 第三次産業を中心に、「転倒」 など行動災害防止対策、高年齢 労働者の労働災害防止対策を推 進します。





転倒労働災害防 対策について

■道内では冬季(12月から3月) の路面凍結等による転倒など冬 季特有の労働災害が多く発生す ることから、「北海道冬季ゼロ 災運動」を引き続き展開します。



2. 労働者の健康確保対策・健康障害防止対策の推進

メンタルヘルス取組状況(令和6年2月末現在)

	対象事業場数	取組のある 事業場数	取組の割合
特定6業種 (30人以上)	4,888	3,705	75.80%
特定6業種 (30~49人)	2,971	2,035	68.50%
全産業 (30名以上)	13,601	10,615	78.00%

特定6業種とは、卸売業、小売業、金融業、教育・研究業、接客娯楽 業、清掃業を指します。

資料出所:北海道労働局まとめ

■ 各事業所において、メンタル ヘルス不調の予防など、メン タルヘルス対策の取組が実施 されるよう周知・指導を実施 します。このため、令和6年 度においては、特定6業種を 中心に取組を推進します。

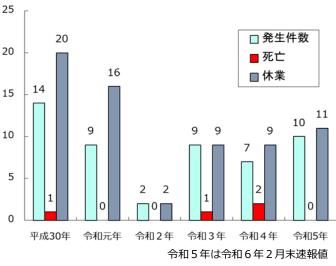




メンタルヘルス対策

北海道産業保健総合支援センター

有害物質等による急性中毒発生状況の推移



資料出所:北海道労働局まとめ

■ 令和6年4月1日から、新た な化学物質規制に関する関係 政省令が全面施行となること から、事業所における自律的 な管理が適切に行われるよう 周知・指導します。

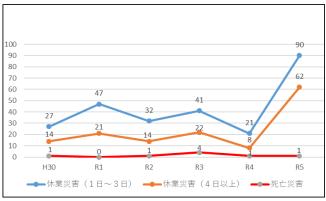






化学物質による 労働災害防止対策

熱中症発生状況の推移



資料出所:北海道労働局まとめ

■ 令和5年は職場における熱中症の発生が急増したことから、5月から9月に展開する「クールワークキャンペーン」を中心に、各事業所で熱中症の予防対策が実施されるよう周知啓発等の取組を推進します。

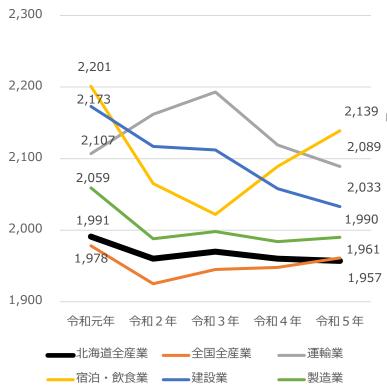




職場の熱中症対策

3. 長時間労働の抑制と過重労働防止対策

業種別労働時間の推移(北海道)



規模 5 人以上(令和 5 年) 資料出所:每月勤労統計調査

- 令和5年の北海道の総実労働時間は全国平均を若干下回りました。しかし、宿泊・飲食業では労働時間の顕著な増加が見られます。過労死等防止対策を図ってまいります。
- 2,139 建設業や運輸業など、令和6 年4月1日から改正労働基準 法による時間外労働の上限規 制が全面的に適用される業種 を中心に、引き続き法令・制度の周知を図ります。また、 建設業については発注者に対して適正工期の設定など取引 1,961 適正化の要請を実施するとと もに、運輸業については荷主 に対して、荷待ち時間の改善 を図るための要請を実施しま す。

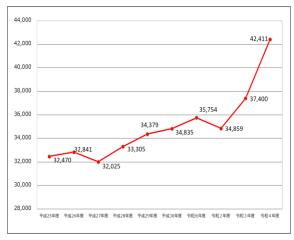


適用猶予業種の時間外労働の上限規制特設 サイトはたらきかたススメ

4. 労災補償対策の推進

■ 労働災害による負傷及び脳・心臓疾患、精神障害、石綿関連疾患などの業務上疾病について、認定基準を的確に運用し、労災請求の迅速かつ公正な決定を行うとともに、相談者等に対しては懇切・丁寧な対応に努めます。

労災給付新規受給者数の推移 (人)



資料出所:北海道労働局まとめ

脳・心臓疾患、精神障害及び石綿関連疾患 に係る労災補償状況(件)

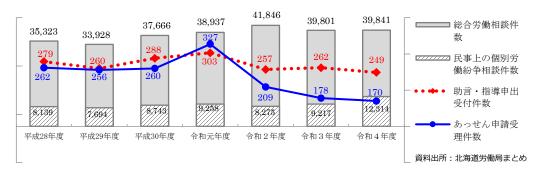


資料出所:北海道労働局まとめ

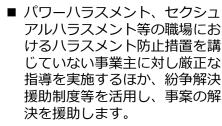
5. ハラスメント防止対策

総合労働相談件数等の推移及び個別労働紛争の相談内容

■ 相談内容は「いじめ・嫌がらせ」が12年連続トップ、次いで「自己都合退職」、「解雇」、「労働条件引下げ」の順となっています。









あかるい職場 応援団

■ パワーハラスメント防止措置が 義務化されたことを踏まえ、職 場におけるハラスメント防止措 置が適切に講じられるよう、周 知・啓発に努めます。



個別労働紛争 解決制度

■ 個々の労働者と事業主の民事的なトラブル(個別労働関係紛争)について、あらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応する総合労働相談コーナーの運営や労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会による「あっせん」により、円満・迅速な解決が図られるよう努めます。



総合労働相談 コーナー一覧

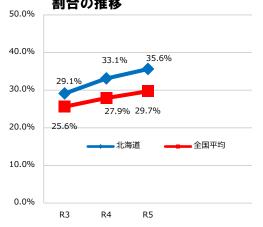
6. 仕事と育児・介護の両立支援



- 少子高齢化が急速に進展する中で、出産、 育児等による労働者の離職を防ぎ、希望 に応じて男女とも仕事と育児を両立でき る社会を実現することが重要な課題と なっています。
- 道内の男性育児休業取得率は19.2%と 近年上昇しており、全国の17.13%を上 回っていますが、女性と比較すると低い 水準であることから、引き続き、育児・ 介護休業法の履行確保等により、仕事と 育児・介護の両立支援の取組を促進して いきます。

7. 高齢者の就労・社会参加の促進

70歳までの就業確保措置導入企業 割合の推移



資料出所:北海道労働局まとめ

- 70歳までの就業確保に向けた環境整備を図るため、周知・啓発を実施し事業主への意識啓発・機運醸成を図るとともに、高齢・障害・求職者雇用支援機構との効果的な連携により、65歳超雇用推進助成金や70歳雇用推進プランナー等を活用した支援を推進します。
- 65歳以上の求職者の再就支援に重点的に取り 組むため、道内12か所のハローワークに「生 涯現役支援窓口」を設置し、高齢者のニーズ 等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や 効果的なマッチング支援を行います。
- 地域における多様な就業機会を確保するため、 地域の連携機関による高年齢者の多様な就業 促進の取組を支援するとともに、臨時的かつ 短期的又は軽易な就業を希望する高年齢者に はシルバー人材センターへの誘導を行います。

8. 障害者の就労促進

民間企業における障害者の雇用状況



- 令和6年4月1日に引き上げられる障害者雇 用率を踏まえ、特に障害者雇用管理のノウハ ウが乏しい中小企業に対して、障害者の雇入 れ支援等の強化を図ります。
- 障害者就業・生活支援センターにおける生活 面から、就職、職場定着に至るまでの支援に ついて、連携体制を構築します。
- 大学等と連携して支援対象者の早期把握と就職準備から就職・職場定着までの一貫した支援を行います。
- 公務部門において、雇用される障害者の特性 に応じた個別支援、障害に対する理解促進の ためのセミナー等を行います。

9. 外国人求職者への就労支援

北海道内の外国人労働者数の推移 (百人) 400 35, 439 350 27. 813 300 24, 387 25, 343 25, 028 21, 026 250 17, 756 200 150 100 50 0 H29 H30 R1 R2 R3 R4 R5

資料出所:北海道労働局まとめ

- 外国人留学生の就職促進や定着に向け、ハローワーク札幌「外国人・留学生支援コーナー」における大学等への訪問による同コーナーの周知・利用促進を図るとともに、職業相談・セミナー等の開催による効果的な支援を実施します。
- 定住外国人等の早期再就職に向け、ハローワーク札幌「外国人・留学生支援コーナー」に英語・中国語・韓国語の通訳を、ハローワーク岩内倶知安分室に英語の通訳を配置し相談支援を実施します。
- 外国人労働者の適正な雇用管理の確保を図るため、事業所訪問等による雇用管理状況の確認、改善のための助言・援助や外国人雇用管理アドバイザーによる相談・支援を行います。

第5 人手不足分野に対する人材確保の支援

1. ハローワークにおける求人充足サービスの充実

■ ハローワークにおいて、オンラインを活用した求人受理を進めるとともに、求人事業所に 対し、求人条件緩和や魅力ある求人票の作成支援等の助言、事業所情報の収集をきめ細か く行うなどの求人充足に向けたサービスを実施し、求人者支援の充実を図ります。

求人コンサルティング

ハローワークに求人を申し込んでいるのになかなか応募がなくて…

- ◆募集する職種について、地域にはどのくらいの求職者がいるのかなど、労働
- 市場の状況について、各種資料を提供しています。 ◆賃金や就業時間をはじめとする求人条件についてのご相談をお受けします。
- ◆スタッフが事業所を訪問し、求職者がどのような情報を求めているのかお伝 えしながら、"魅力ある求人"、"応募したくなる求人"となるためのアドバイ スを行います。
- ◆応募が増えるような求人条件の提案や雇用管理に関する提案を行っています。



2. 人材確保対策コーナー等における人材確保支援





- 医療・介護・保育・建設・警備・運輸分野など 雇用吸収力の高い分野のマッチング支援を強化 するため、地方公共団体や関係団体等と連携し た人材確保支援(セミナー・説明会・面接会 等)の充実を図るとともに、ハローワークの 「人材確保対策コーナー」を中心に、潜在求職 者の積極的な掘り起こし、求人充足に向けた条 件緩和指導等により、重点的なマッチング支援 を実施します。特に介護分野については、ハ ローワークと介護労働安定センターとが連携し た求人充足・職場定着のための取組を進めます。
- 札幌圏及び旭川のハローワークに設置する 「JOB-チェンジサポートコーナー」において、 職種転換も含めた早期再就職を希望する者等を 対象に、業種・職種を超えた再就職支援を実施 します。

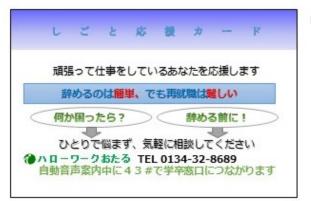


JOB-チェンジ・サポート コーナー(札幌圏)のご案内

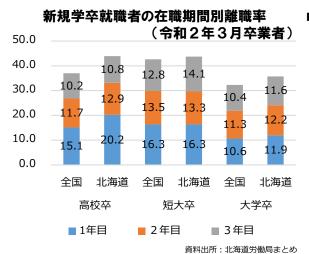
3. 就職氷河期、多様な課題を抱える新規学卒者等の支援

■ 就職氷河期の抱える固有の課題(希望する職業とのギャップ、実社会での経験不足 等)や今後の人材ニーズを踏まえつつ個々人の状況に応じた支援を取り組みます。





■ 新規学卒者等においては、心身の不調や家庭・経済環境の問題等の多様な課題を抱え、就職活動に際して特別な配慮や支援を必要とする者が顕在化していることから、個々人の課題に応じたきめ細かな支援に取り組みます。



■ 北海道における新規学校卒業者の就職後3年以内の離職率は、新規高卒者においては43.9%、新規短大卒者は43.7%、新規大卒者は35.7%となっており、特に、新規高卒者は全国平均より6.9ポイントも高くなっていることから、早期離職の防止を図るべく、就職後もハローワークにて相談できる体制を強化するとともに、在学中からの職業講話・ガイダンスを実施するなどにより、新規学卒者の職場定着促進についても積極的に取り組みます。

情報発信について

■ 北海道労働局では、SNS等を通じた情報発信に力を入れています。





X(旧Twitter)



Facebook



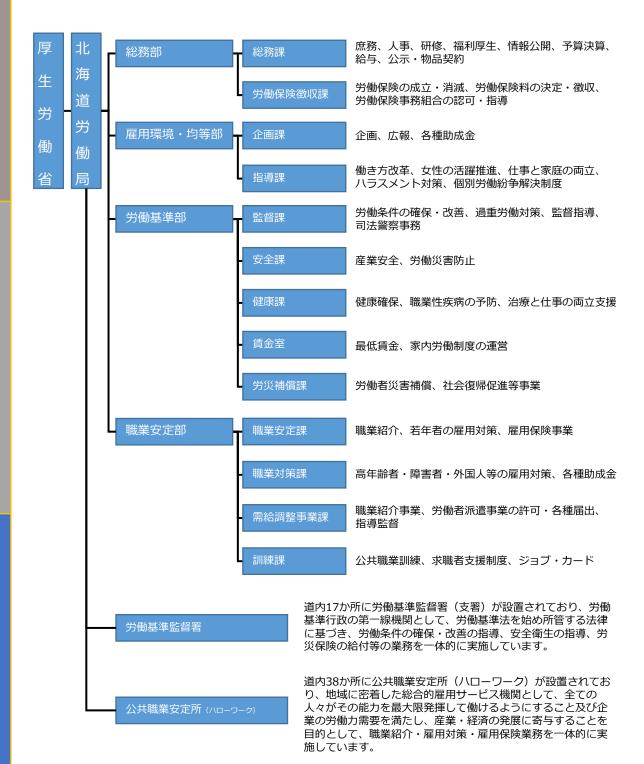
Instagram



YouTube

労働局の組織と業務

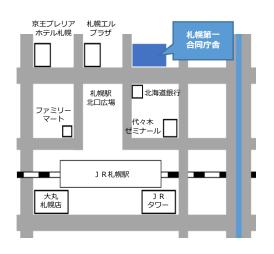
北海道労働局は、雇用環境・均等、労働基準、職業安定、人材開発の4行政を中心とする地方 労働行政を総合的に推進するための国(厚生労働省)の機関です。



北海道労働局・労働基準監督署・ハローワーク所在地のご案内

1 北海道労働局

〒 060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎3・6・8・9階 (代) 011(709)2311



部名	課名	合同庁舎フロア
総務部	総務課	9階南側
	労働保険徴収課	8階北側
雇用環境・	企画課	9階南側
均等部	指導課	9階南側
労働基準部	監督課	9階北側
	安全課	9階北側
	健康課	9階北側
	賃金室	9階北側
	労災補償課	9階北側
職業安定部	職業安定課	3階北側
	職業対策課	3階北側、6階北側
	需給調整事業課	3階南側
	訓練課	3階北側

2 労働基準監督署(本署16·支署1·駐在事務所1)

署名	住所	電話番号
札幌中央	〒060-8587 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎	011(737)1191
札幌東	〒004-8518 札幌市厚別区厚別中央2条1丁目2-5	011(894)2815
函館	〒040-0032 函館市新川町 2 5 – 1 8 函館地方合同庁舎	0138(87)7605
江差駐在事務所	〒043-0041 檜山郡江差町字姥神町167 江差地方合同庁舎	0139(52)1028
小樽	〒047-0007 小樽市港町 5 – 2 小樽地方合同庁舎	0134(33)7651
岩見沢	〒068-0005 岩見沢市 5条東 1 5 丁目 7 - 7 岩見沢地方合同庁舎	0126(28)2420
旭川	〒078-8505 旭川市宮前1条3丁目3-15 旭川合同庁舎西館	0166(99)4704
帯広	〒080-0016 帯広市西6条南7丁目3 帯広地方合同庁舎	0155(97)1243
滝川	〒073-8502 滝川市緑町2丁目5 – 3 0	0125(24)7361
北見	〒090-8540 北見市青葉町 6 - 8 北見地方合同庁舎	0157(88)3983
室蘭	〒051-0023 室蘭市入江町1-13 室蘭地方合同庁舎	0143(48)4450
苫小牧	〒053-8540 苫小牧市港町1丁目6-15 苫小牧港湾合同庁舎	0144(88)8899
釧路	〒085-8510 釧路市柏木町 2 - 1 2	0154(45)7835
名寄	〒096-0014 名寄市西4条南9丁目16	01654(2)3186
留萌	〒077-0048 留萌市大町2丁目12 留萌地方合同庁舎	0164(42)0463
稚内	〒097-0001 稚内市末広5丁目6-1 稚内地方合同庁舎	0162(73)0777
浦河	〒057-0034 浦河郡浦河町堺町西1丁目3-31	0146(22)2113
小樽倶知安支署	〒044-0011 虻田郡倶知安町南1条東3丁目1 倶知安地方合同庁舎	0136(22)0206

労働基準監督署の 管轄区域はこちら



ハローワークの 管轄区域はこちら



表紙写真(上から順)

十勝岳山系・エゾシマリス・美瑛の青い 池・美瑛四季彩の丘・羊蹄山・北大銀杏 並木・富良野ラベンダー・冬の針葉樹林

撮影:北海道労働局職員 飛田 高弘

3 ハローワーク(本所22·出張所8·分室8·プラザ等10)

4-8609 札幌市中央区南10条西14丁目 2-8609 札幌市豊平区月寒東1条3丁目2-10 7-0014 江別市4条1丁目 5-8609 札幌市東区北16条東4丁目3-1 0-8609 函館市新川町26-6 函館地方合同庁舎分庁舎 3-8609 檜山郡江差町字姥神町167 江差地方合同庁舎 9-3113 二海郡八雲町相生町108-8 八雲地方合同庁舎 9-3113 二海郡八雲町相生町10-58 6-8609 富良野市緑町9-1 0-8609 帯広市西5条南5丁目2 3-0022 中川郡池田町字西2条2丁目10 0-0018 北見市青葉町6-8 北見地方合同庁舎 9-0403 紋別郡遠軽町1条通北4丁目 2-0004 網走郡美幌町仲町1丁目44 4-8609 紋別市南が丘町7丁目45-33 7-8609 小樽市色内1丁目10-15 6-0004余市郡余市町大川町2丁目26 3-0023 滝川市緑町2丁目5-1 3-0166 砂川市西6条北5丁目1 4-0001 深川市1条18-10 5-0832 釧路市富士見3丁目2-3 1-0022 室蘭市海岸町1丁目20-28 2-0025 伊達市網代町5-4 8-8609 岩見沢市5条東15丁目7-7 岩見沢地方合同庁舎	011(562)0101 011(853)0101 011(382)2377 011(743)8609 0138(26)0735 0139(52)0178 0137(62)2509 0166(51)0176 0167(23)4121 0155(23)8296 015(572)2561 0157(23)6251 0158(42)2779 0152(73)3555 0158(23)5291 0134(32)8689 0135(22)3288 0125(22)3416 0125(54)3147 0164(23)2148 0154(41)1201 0143(22)8689 0142(23)2034 0126(22)3450
7-0014 江別市 4条 1 丁目 5-8609 札幌市東区北 1 6条東 4 丁目 3 - 1 0-8609 函館市新川町 2 6 - 6 函館地方合同庁舎分庁舎 3-8609 檜山郡江差町字姥神町 1 6 7 江差地方合同庁舎 9-3113 二海郡八雲町相生町 1 0 8 - 8 八雲地方合同庁舎 9-3113 二海郡八雲町相生町 1 0 - 5 8 6-8609 富良野市緑町 9 - 1 0-8609 帯広市西 5条南 5 丁目 2 3-0022 中川郡池田町字西 2条 2 丁目 1 0 0-0018 北見市青葉町 6 - 8 北見地方合同庁舎 9-0403 紋別郡遠軽町 1 条通北 4 丁目 2-0004 網走郡美幌町仲町 1 丁目 4 4 4-8609 紋別市南が丘町 7 丁目 4 5 - 3 3 7-8609 小樽市色内 1 丁目 1 0 - 1 5 6-0004 余市郡余市町大川町 2 丁目 2 6 3-0023 滝川市緑町 2 丁目 5 - 1 3-0166 砂川市西 6条北 5 丁目 1 4-0001 深川市 1 条 1 8 - 1 0 5-0832 釧路市富士見 3 丁目 2 - 3 1-0022 室蘭市海岸町 1 丁目 2 0 - 2 8 2-0025 伊達市網代町 5 - 4 8-8609 岩見沢市 5 条東 1 5 丁目 7 - 7 岩見沢地方合同庁舎	011(382)2377 011(743)8609 0138(26)0735 0139(52)0178 0137(62)2509 0166(51)0176 0167(23)4121 0155(23)8296 015(572)2561 0157(23)6251 0158(42)2779 0152(73)3555 0158(23)5291 0134(32)8689 0135(22)3288 0125(22)3416 0125(54)3147 0164(23)2148 0154(41)1201 0143(22)8689 0142(23)2034
5-8609 札幌市東区北16条東4丁目3-1 0-8609 函館市新川町26-6 函館地方合同庁舎分庁舎 3-8609 檜山郡江差町字姥神町167江差地方合同庁舎 9-3113 二海郡八雲町相生町108-8 八雲地方合同庁舎 0-0902 旭川市春光町10-58 6-8609 富良野市緑町9-1 0-8609 帯広市西5条南5丁目2 3-0022 中川郡池田町字西2条2丁目10 0-0018 北見市青葉町6-8 北見地方合同庁舎 9-0403 紋別郡遠軽町1条通北4丁目 2-0004 網走郡美幌町仲町1丁目44 4-8609 紋別市南が丘町7丁目45-33 7-8609 小樽市色内1丁目10-15 6-0004余市郡余市町大川町2丁目26 3-0023 滝川市緑町2丁目5-1 3-0166砂川市西6条北5丁目1 4-0001深川市1条18-10 5-0832釧路市富士見3丁目2-3 1-0022室蘭市海岸町1丁目20-28 2-0025伊達市網代町5-4 8-8609 岩見沢市5条東15丁目7-7岩見沢地方合同庁舎	011(743)8609 0138(26)0735 0139(52)0178 0137(62)2509 0166(51)0176 0167(23)4121 0155(23)8296 015(572)2561 0157(23)6251 0158(42)2779 0152(73)3555 0158(23)5291 0134(32)8689 0135(22)3288 0125(22)3416 0125(54)3147 0164(23)2148 0154(41)1201 0143(22)8689 0142(23)2034
0-8609 函館市新川町 2 6 - 6 函館地方合同庁舎分庁舎 3-8609 檜山郡江差町字姥神町 1 6 7 江差地方合同庁舎 9-3113 二海郡八雲町相生町 1 0 8 - 8 八雲地方合同庁舎 0-0902 旭川市春光町 1 0 - 5 8 6-8609 富良野市緑町 9 - 1 0-8609 帯広市西 5 条南 5 丁目 2 3-0022 中川郡池田町字西 2 条 2 丁目 1 0 0-0018 北見市青葉町 6 - 8 北見地方合同庁舎 9-0403 紋別郡遠軽町 1 条通北 4 丁目 2-0004 網走郡美幌町仲町 1 丁目 4 4 4-8609 紋別市南が丘町 7 丁目 4 5 - 3 3 7-8609 小樽市色内 1 丁目 1 0 - 1 5 6-0004 余市郡余市町大川町 2 丁目 2 6 3-0023 滝川市緑町 2 丁目 5 - 1 3-0166 砂川市西 6 条北 5 丁目 1 4-0001 深川市 1 条 1 8 - 1 0 5-0832 釧路市富士見 3 丁目 2 - 3 1-0022 室蘭市海岸町 1 丁目 2 0 - 2 8 2-0025 伊達市網代町 5 - 4 8-8609 岩見沢市 5 条東 1 5 丁目 7 - 7 岩見沢地方合同庁舎	0138(26)0735 0139(52)0178 0137(62)2509 0166(51)0176 0167(23)4121 0155(23)8296 015(572)2561 0157(23)6251 0158(42)2779 0152(73)3555 0158(23)5291 0134(32)8689 0135(22)3288 0125(22)3416 0125(54)3147 0164(23)2148 0154(41)1201 0143(22)8689 0142(23)2034
3-8609 檜山郡江差町字姥神町167 江差地方合同庁舎 9-3113 二海郡八雲町相生町108-8 八雲地方合同庁舎 0-0902 旭川市春光町10-58 6-8609 富良野市緑町9-1 0-8609 帯広市西5条南5丁目2 3-0022 中川郡池田町字西2条2丁目10 0-0018 北見市青葉町6-8 北見地方合同庁舎 9-0403 紋別郡遠軽町1条通北4丁目 2-0004 網走郡美幌町仲町1丁目44 4-8609 紋別市南が丘町7丁目45-33 7-8609 小樽市色内1丁目10-15 6-0004 余市郡余市町大川町2丁目26 3-0023 滝川市緑町2丁目5-1 3-0166 砂川市西6条北5丁目1 4-0001 深川市1条18-10 5-0832 釧路市富士見3丁目2-3 1-0022 室蘭市海岸町1丁目20-28 2-0025 伊達市網代町5-4 8-8609 岩見沢市5条東15丁目7-7 岩見沢地方合同庁舎	0139(52)0178 0137(62)2509 0166(51)0176 0167(23)4121 0155(23)8296 015(572)2561 0157(23)6251 0158(22)779 0152(73)3555 0158(23)5291 0134(32)8689 0135(22)3288 0125(22)3416 0125(54)3147 0164(23)2148 0154(41)1201 0143(22)8689 0142(23)2034
9-3113 二海郡八雲町相生町108-8 八雲地方合同庁舎 0-0902 旭川市春光町10-58 6-8609 富良野市緑町9-1 0-8609 帯広市西5条南5丁目2 3-0022 中川郡池田町字西2条2丁目10 0-0018 北見市青葉町6-8 北見地方合同庁舎 9-0403 紋別郡遠軽町1条通北4丁目 2-0004 網走郡美幌町仲町1丁目44 4-8609 紋別市南が丘町7丁目45-33 7-8609 小樽市色内1丁目10-15 6-0004 余市郡余市町大川町2丁目26 3-0023 滝川市緑町2丁目5-1 3-0166 砂川市西6条北5丁目1 4-0001 深川市1条18-10 5-0832 釧路市富士見3丁目2-3 1-0022 室蘭市海岸町1丁目20-28 2-0025 伊達市網代町5-4 8-8609 岩見沢市5条東15丁目7-7 岩見沢地方合同庁舎	0137(62)2509 0166(51)0176 0167(23)4121 0155(23)8296 015(572)2561 0157(23)6251 0158(42)2779 0152(73)3555 0158(23)5291 0134(32)8689 0135(22)3288 0125(22)3246 0125(54)3147 0164(23)2148 0154(41)1201 0143(22)8689 0142(23)2034
0-0902 旭川市春光町10-58 6-8609 富良野市緑町9-1 0-8609 帯広市西5条南5丁目2 3-0022 中川郡池田町字西2条2丁目10 0-0018 北見市青葉町6-8 北見地方合同庁舎 9-0403 紋別郡遠軽町1条通北4丁目 2-0004 網走郡美幌町仲町1丁目44 4-8609 紋別市南が丘町7丁目45-33 7-8609 小樽市色内1丁目10-15 6-0004 余市郡余市町大川町2丁目26 3-0023 滝川市緑町2丁目5-1 3-0166 砂川市西6条北5丁目1 4-0001 深川市1条18-10 5-0832 釧路市富士見3丁目2-3 1-0022 室蘭市海岸町1丁目20-28 2-0025 伊達市網代町5-4 8-8609 岩見沢市5条東15丁目7-7 岩見沢地方合同庁舎	0166(51)0176 0167(23)4121 0155(23)8296 015(572)2561 0157(23)6251 0158(42)2779 0152(73)3555 0158(23)5291 0134(32)8689 0135(22)3288 0125(22)3416 0125(54)3147 0164(23)2148 0154(41)1201 0143(22)8689 0142(23)2034
6-8609 富良野市緑町 9 - 1 0-8609 帯広市西 5 条南 5 丁目 2 3-0022 中川郡池田町字西 2 条 2 丁目 1 0 0-0018 北見市青葉町 6 - 8 北見地方合同庁舎 9-0403 紋別郡遠軽町 1 条通北 4 丁目 2-0004 網走郡美幌町仲町 1 丁目 4 4 4-8609 紋別市南が丘町 7 丁目 4 5 - 3 3 7-8609 小樽市色内 1 丁目 1 0 - 1 5 6-0004 余市郡余市町大川町 2 丁目 2 6 3-0023 滝川市緑町 2 丁目 5 - 1 3-0166 砂川市西 6 条北 5 丁目 1 4-0001 深川市 1 条 1 8 - 1 0 5-0832 釧路市富士見 3 丁目 2 - 3 1-0022 室蘭市海岸町 1 丁目 2 0 - 2 8 2-0025 伊達市網代町 5 - 4 8-8609 岩見沢市 5 条東 1 5 丁目 7 - 7 岩見沢地方合同庁舎	0167(23)4121 0155(23)8296 015(572)2561 0157(23)6251 0158(42)2779 0152(73)3555 0158(23)5291 0134(32)8689 0135(22)3288 0125(22)3416 0125(54)3147 0164(23)2148 0154(41)1201 0143(22)8689 0142(23)2034
0-8609 帯広市西5条南5丁目2 3-0022 中川郡池田町字西2条2丁目10 0-0018 北見市青葉町6-8 北見地方合同庁舎 9-0403 紋別郡遠軽町1条通北4丁目 2-0004 網走郡美幌町仲町1丁目44 4-8609 紋別市南が丘町7丁目45-33 7-8609 小樽市色内1丁目10-15 6-0004 余市郡余市町大川町2丁目26 3-0023 滝川市緑町2丁目5-1 3-0166 砂川市西6条北5丁目1 4-0001 深川市1条18-10 5-0832 釧路市富士見3丁目2-3 1-0022 室蘭市海岸町1丁目20-28 2-0025 伊達市網代町5-4 8-8609 岩見沢市5条東15丁目7-7 岩見沢地方合同庁舎	0155(23)8296 015(572)2561 0157(23)6251 0158(42)2779 0152(73)3555 0158(23)5291 0134(32)8689 0135(22)3288 0125(22)3416 0125(54)3147 0164(23)2148 0154(41)1201 0143(22)8689 0142(23)2034
3-0022 中川郡池田町字西 2 条 2 丁目 1 0 0-0018 北見市青葉町 6 - 8 北見地方合同庁舎 9-0403 紋別郡遠軽町 1 条通北 4 丁目 2-0004 網走郡美幌町仲町 1 丁目 4 4 4-8609 紋別市南が丘町 7 丁目 4 5 - 3 3 7-8609 小樽市色内 1 丁目 1 0 - 1 5 6-0004 余市郡余市町大川町 2 丁目 2 6 3-0023 滝川市緑町 2 丁目 5 - 1 3-0166 砂川市西 6 条北 5 丁目 1 4-0001 深川市 1 条 1 8 - 1 0 5-0832 釧路市富士見 3 丁目 2 - 3 1-0022 室蘭市海岸町 1 丁目 2 0 - 2 8 2-0025 伊達市網代町 5 - 4 8-8609 岩見沢市 5 条東 1 5 丁目 7 - 7 岩見沢地方合同庁舎	015(572)2561 0157(23)6251 0158(42)2779 0152(73)3555 0158(23)5291 0134(32)8689 0135(22)3288 0125(22)3416 0125(54)3147 0164(23)2148 0154(41)1201 0143(22)8689 0142(23)2034
0-0018 北見市青葉町 6 - 8 北見地方合同庁舎 9-0403 紋別郡遠軽町 1 条通北 4 丁目 2-0004 網走郡美幌町仲町 1 丁目 4 4 4-8609 紋別市南が丘町 7 丁目 4 5 - 3 3 7-8609 小樽市色内 1 丁目 1 0 - 1 5 6-0004 余市郡余市町大川町 2 丁目 2 6 3-0023 滝川市緑町 2 丁目 5 - 1 3-0166 砂川市西 6 条北 5 丁目 1 4-0001 深川市 1 条 1 8 - 1 0 5-0832 釧路市富士見 3 丁目 2 - 3 1-0022 室蘭市海岸町 1 丁目 2 0 - 2 8 2-0025 伊達市網代町 5 - 4 8-8609 岩見沢市 5 条東 1 5 丁目 7 - 7 岩見沢地方合同庁舎	0157(23)6251 0158(42)2779 0152(73)3555 0158(23)5291 0134(32)8689 0135(22)3288 0125(22)3416 0125(22)3416 0125(54)3147 0164(23)2148 0154(41)1201 0143(22)8689 0142(23)2034
9-0403 紋別郡遠軽町1条通北4丁目 2-0004 網走郡美幌町仲町1丁目4 4 4-8609 紋別市南が丘町7丁目45-33 7-8609 小樽市色内1丁目10-15 6-0004 余市郡余市町大川町2丁目26 3-0023 滝川市緑町2丁目5-1 3-0166 砂川市西6条北5丁目1 4-0001 深川市1条18-10 5-0832 釧路市富士見3丁目2-3 1-0022 室蘭市海岸町1丁目20-28 2-0025 伊達市網代町5-4 8-8609 岩見沢市5条東15丁目7-7 岩見沢地方合同庁舎	0158(42)2779 0152(73)3555 0158(23)5291 0134(32)8689 0135(22)3288 0125(22)3416 0125(54)3147 0164(23)2148 0154(41)1201 0143(22)8689 0142(23)2034
2-0004 網走郡美幌町仲町1丁目44 4-8609 紋別市南が丘町7丁目45-33 7-8609 小樽市色内1丁目10-15 6-0004 余市郡余市町大川町2丁目26 3-0023 滝川市緑町2丁目5-1 3-0166 砂川市西6条北5丁目1 4-0001 深川市1条18-10 5-0832 釧路市富士見3丁目2-3 1-0022 室蘭市海岸町1丁目20-28 2-0025 伊達市網代町5-4 8-8609 岩見沢市5条東15丁目7-7 岩見沢地方合同庁舎	0152(73)3555 0158(23)5291 0134(32)8689 0135(22)3288 0125(22)3416 0125(54)3147 0164(23)2148 0154(41)1201 0143(22)8689 0142(23)2034
4-8609 紋別市南が丘町7丁目45-33 7-8609 小樽市色内1丁目10-15 6-0004 余市郡余市町大川町2丁目26 3-0023 滝川市緑町2丁目5-1 3-0166 砂川市西6条北5丁目1 4-0001 深川市1条18-10 5-0832 釧路市富士見3丁目2-3 1-0022 室蘭市海岸町1丁目20-28 2-0025 伊達市網代町5-4 8-8609 岩見沢市5条東15丁目7-7 岩見沢地方合同庁舎	0158(23)5291 0134(32)8689 0135(22)3288 0125(22)3416 0125(54)3147 0164(23)2148 0154(41)1201 0143(22)8689 0142(23)2034
7-8609 小樽市色内 1 丁目 1 0 - 1 5 6-0004 余市郡余市町大川町 2 丁目 2 6 3-0023 滝川市緑町 2 丁目 5 - 1 3-0166 砂川市西 6 条北 5 丁目 1 4-0001 深川市 1 条 1 8 - 1 0 5-0832 釧路市富士見 3 丁目 2 - 3 1-0022 室蘭市海岸町 1 丁目 2 0 - 2 8 2-0025 伊達市網代町 5 - 4 8-8609 岩見沢市 5 条東 1 5 丁目 7 - 7 岩見沢地方合同庁舎	0134(32)8689 0135(22)3288 0125(22)3416 0125(54)3147 0164(23)2148 0154(41)1201 0143(22)8689 0142(23)2034
6-0004 余市郡余市町大川町2丁目26 3-0023 滝川市緑町2丁目5-1 3-0166 砂川市西6条北5丁目1 4-0001 深川市1条18-10 5-0832 釧路市富士見3丁目2-3 1-0022 室蘭市海岸町1丁目20-28 2-0025 伊達市網代町5-4 8-8609 岩見沢市5条東15丁目7-7 岩見沢地方合同庁舎	0135(22)3288 0125(22)3416 0125(54)3147 0164(23)2148 0154(41)1201 0143(22)8689 0142(23)2034
3-0023 滝川市緑町 2 丁目 5 - 1 3-0166 砂川市西 6 条北 5 丁目 1 4-0001 深川市 1 条 1 8 - 1 0 5-0832 釧路市富士見 3 丁目 2 - 3 1-0022 室蘭市海岸町 1 丁目 2 0 - 2 8 2-0025 伊達市網代町 5 - 4 8-8609 岩見沢市 5 条東 1 5 丁目 7 - 7 岩見沢地方合同庁舎	0125(22)3416 0125(54)3147 0164(23)2148 0154(41)1201 0143(22)8689 0142(23)2034
3-0166 砂川市西 6 条北 5 丁目 1 4-0001 深川市 1 条 1 8 - 1 0 5-0832 釧路市富士見 3 丁目 2 - 3 1-0022 室蘭市海岸町 1 丁目 2 0 - 2 8 2-0025 伊達市網代町 5 - 4 8-8609 岩見沢市 5 条東 1 5 丁目 7 - 7 岩見沢地方合同庁舎	0125(54)3147 0164(23)2148 0154(41)1201 0143(22)8689 0142(23)2034
4-0001 深川市 1 条 1 8 - 1 0 5-0832 釧路市富士見 3 丁目 2 - 3 1-0022 室蘭市海岸町 1 丁目 2 0 - 2 8 2-0025 伊達市網代町 5 - 4 8-8609 岩見沢市 5 条東 1 5 丁目 7 - 7 岩見沢地方合同庁舎	0164(23)2148 0154(41)1201 0143(22)8689 0142(23)2034
5-0832 釧路市富士見 3 丁目 2 - 3 1-0022 室蘭市海岸町 1 丁目 2 0 - 2 8 2-0025 伊達市網代町 5 - 4 8-8609 岩見沢市 5 条東 1 5 丁目 7 - 7 岩見沢地方合同庁舎	0154(41)1201 0143(22)8689 0142(23)2034
1-0022 室蘭市海岸町 1 丁目 2 0 - 2 8 2-0025 伊達市網代町 5 - 4 8-8609 岩見沢市 5 条東 1 5 丁目 7 - 7 岩見沢地方合同庁舎	0143(22)8689 0142(23)2034
2-0025 伊達市網代町 5 – 4 8-8609 岩見沢市 5 条東15丁目 7 - 7 岩見沢地方合同庁舎	0142(23)2034
8-8609 岩見沢市 5 条東15丁目7-7 岩見沢地方合同庁舎	0142(23)2034
8-8609 岩見沢市 5 条東15丁目7-7 岩見沢地方合同庁舎	
7-8609 稚内市未広4丁目1-25	0162(34)1120
5-8609 岩内郡岩内町字相生199-1	0135(62)1262
4-0011 虻田郡倶知安町南1条東3丁目1 倶知安地方合同庁舎	0136(22)0248
7-0048 留萌市大町2丁目12 留萌地方合同庁舎	0164(42)0388
6-8609 名寄市西 5 条南 1 0 丁目 2 - 2	01654(2)4326
5-8609 士別市東4条3丁目1-17	0165(23)3138
7-0033 浦河郡浦河町堺町東1丁目5-21	0146(22)3036
6-0017 日高郡新ひだか町静内御幸町2丁目1-40 ショッピングセンターピ1ア3階	0146(42)1734
3-8609 網走市大曲 1 丁目 1 - 3	0152(44)6287
3-8609 苫小牧市港町 1 丁目 6 - 1 5 苫小牧港湾合同庁舎	0132(44)0207
7-8609 根室市弥栄町 1 丁目 1 8 根室地方合同庁舎	0153(23)2161
6-1002 標津郡中標津町東2条南2丁目1-1 中標津経済tンタ-t゙ル1階	0153(72)2544
	0123(24)2177
	0123(52)4411
	011(233)0301
	011(233)0301
	011(242)8689
	011(233)0222
1-000	0138(45)8609
	0155(26)1810
0-0012 帯広市西2条南12丁目4 エスタ帯広東館2階	0454(33)0633
0-0012 帯広市西2条南12丁目4 エスタ帯広東館2階 5-0016 釧路市錦町2-4 釧路フィッシャーマンズワーフMOO2階	0154(23)8609
0-0012 帯広市西2条南12丁目4 エスタ帯広東館2階	0154(23)8609 0143(47)8103 0144(35)8689
	6-8609 千歳市東雲町 4 丁目 2 - 6 8-0403 夕張市本町 5 丁目 5 0-0004 札幌市中央区北 4 条西 5 丁目 大樹生命札幌共同ビル 5 階 0-8526 札幌市中央区北 4 条西 5 丁目 大樹生命札幌共同ビル 7 階 0-0004 札幌市中央区北 4 条西 5 丁目 大樹生命札幌共同ビル 5 階 0-8526 札幌市中央区北 4 条西 5 丁目 大樹生命札幌共同ビル 8 下 0-8526 札幌市中央区北 4 条西 5 丁目 大樹生命札幌共同ビル 8 、 9 階 1-0806 函館市美原 1 丁目 4 - 3 エスポワール石沢ビル 0-0012 帯広市西 2 条南 1 2 丁目 4 エスタ帯広東館 2 階



令和6年度「働き方改革推進支援助成金」 業種別課題対応コース(建設業)のご案内



令和6年4月1日に、建設業にも、**時間外労働の上限規制が適用されました。**

このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や週休2日制の推進等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例

企業の 課題

積算業務を効率化し、 労働時間を削減したい!

助成金による取組

土木工事積算システムを導入

改善の 結果



過去の類似工事との比較が容易になり、より短時間で適正 な積算値を算出できるようになった。 測量作業と重機操作を効率化し、 労働時間を削減したい!

測量杭打ち機と 重機用センサーユニットを導入



測量や杭打ち、重機の操作を 1人で行えるようになり、1 日当たりの作業時間が削減さ れた。

生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

ご利用の流れ

「交付申請書」を、最寄りの 労働局雇用環境・均等部 (室)に提出

(締切:11月29日(金))

交付決定後、提出した計画に 沿って取組を実施

(事業実施は、<u>令和7年1月</u> 31日(金)まで) 労働局に支給申請

(申請期限は、事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日または令和7年2月7日(金)のいずれか早い日となります。)

(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月29日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する **都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室**にお尋ねください。



申請書の記載例を掲載している 「申請マニュアル」や「申請様式」は、 こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も 可能です。詳しくはこちら (<u>https://www.jgrants-</u>

portal.go.jp/)



(2024.4)

業種別課題対応コース(建設業)の助成内容

対象事業主

以下のいずれにも該当する事業主です。

- 1. 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第 139条第2項に定める工作物の建設の事業その他これ に関連する事業として厚生労働省令で定める事業を主 たる事業として営む中小企業事業主(※1)であること。
- 2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を 整備していること。
- 3. 交付申請時点で、36協定を締結していること。
- 4. 下記「成果目標」④を選択する場合は、原則として、 過去2年間において月45時間を超える時間外労働の実 態があること。
- 5. 下記「成果目標」⑤を選択する場合、交付申請時点 の所定休日が4週当たり4日から7日であること。
- (※1)中小企業事業主の範囲は、以下のいずれかの要件を満たす企業が 中小企業になります。
 - ・資本または出資額が3億円以下
 - ・常時使用する労働者が300人以下

助成対象となる取組 ~いずれか1つ以上を実施~

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
- ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取り組み
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用 機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※3)
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・ 更新(※3)
- (※2) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務 研修も含みます。
- (※3) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは 対象となりません。

成果目標

以下の「成果目標」から1つ以上を選択の上、達成を目指して取組を実施してください(※4)。

- ① 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を縮減させること。
 - ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定
 - ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え月80 時間以下に設定
- ② 年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入する こと。
- ③ <u>時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、か</u>つ、交付要綱で規定する特別休暇(病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、不妊治療のための休暇、時間単位の特別休暇)のいずれか1つ以上を新たに導入</u>すること。
- ④ **9時間以上の勤務間インターバルを導入する**こと。 (新規導入、適用範囲の拡大、時間延長)
- ⑤ 全ての対象事業場において、4週における所定休日を1日から4日以上増加させること。
- (※4)上記の成果目標に加えて、<u>指定する労働者の時間当たり</u> の賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引上げを行うこ とを成果目標に加えることができます。

助成額

左記「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる 取組の実施に要した経費の一部を支給します。

【助成額最大1,000万円】

以下のいずれか低い額

I 以下1~5の上限額及び6の加算額の合計額

助 I 対象経費の合計額×補助率3/4(※5)

額 (※5) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える

場合の補助率は4/5

【Iの上限額】

1. 成果目標①の上限額

	事業実施前の設定時間数		
事業実施後に設定する時間外労働と休日 労働の合計時間数	現に有効な36協定に おいて、時間外労働 と休日労働の合計時 間数を月80時間を超 えて設定している事 業場	現に有効な36協定に おいて、時間外労働 と休日労働の合計時 間数を月60時間を超 えて設定している事 業場	
時間外労働と休日労 働の合計時間数を月 60時間以下に設定	250万円	200万円	
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月80時間以下に設定	150万円	-	

- 2. 成果目標②の上限額:25万円
- 3. 成果目標③の上限額:25万円
- 4. 成果目標4の上限額

勤務間インターバルを新規導入した場合の上限額は、休息時間数に応じて、下記の表のとおりとなります。

休息時間数(※6)	1企業当たりの上限額(※7)
9時間以上 11時間未満	100万円
11時間以上	120万円

- (※6) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバル の休息時間数のうち、最も短いものを指します。
- (※7) 勤務間インターバルを適用する労働者の範囲の拡大、勤務間 インターバルの時間延長のみの場合は、上記の表の1/2が上限額 となります。

5. 成果目標⑤の上限額:1日増加ごとに25万円(※8) (最大100万円)

(※8) 年間における所定休日数を定めている場合は、以下の計算式に より、4週間当たりの所定休日を算出します。 (年間所定休日数) ÷ (365日÷7)×4

6. 賃金引上げの達成時の加算額

常時使用する労働者数が30人を超える場合は、達成した成果目標の助成上限額に、下記の表の上限額が加算されます(※9)。

引上げ人数	1~3人	4~6人	7~10人	11人~30人
3 %以上 引上げ	15万円	30万円	50万円	1 人当たり 5 万円 (上限150万円)
5 %以上 引上げ	24万円	48万円	80万円	1 人当たり 8 万円 (上限240万円)

(※9) 常時使用する労働者数が30人以下の場合は、達成した成果目標の助成上限額に、上記の表の2倍の上限額が加算されます。

建設業の事業主のみなさまへ



~土場・資材置場等の労災保険加入が必要です~ 成立手続きが済んでいない場合は速みやかに手続きしましょう。

土場・資材置場等での作業(土場整理等)で発生した労災事故を自社の一括有期の労働保 険番号で労災請求することはできません。

既に事務所労災の労働保険に加入している事業場は、土場整理等に従事する労働者の賃金も 算定基礎額に含めます。

また、土場整理等に従事する労働者がいるものの、事務所労災の労働保険に加入していない 事業場は土場整理等分として労働保険を成立させ、土場整理等に従事する労働者の賃金を算定 基礎額として申告する必要があります。

- ① 土場整理等とは、建設会社の資材置場等における型枠、重機、電動工具等の清掃、整理整頓、メンテナンス作業等のことをいいます。 資材置場等は事務所と同一場所に限らず、事務所から離れた空き地に近い場所の場合もあります。
- ② 1日のうちに現場作業と土場整理等が混在する場合は、土場整理等に従事した分の賃金を 日割や時間割などで計算して保険料の算定基礎額とします。
- ③ 土場整理等の作業に労働者が従事しない場合は、土場整理等の労働保険に加入する必要はありません。

〔参考〕

- ① すでに給付を受けている労災事故は、引き続き既存の労働保険番号で行います。
- ② 現場作業での労災事故は、従前どおり元請事業場の労働保険番号を用います。











(*) 厚牛労働省

北海道労働局

ご不明な点につきまして、成立手続きに関することは北海道労働局労働保険 徴収課または最寄りの労働基準監督署、労災の給付に関することは北海道労働 局労災補償課または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

